

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないように以下の事項について、特に留意して取り組むものとする。

第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、第2章第1節に準じる。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこととする。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

第4節 緊急時モニタリングへの協力

国や県が行う緊急時モニタリングについて、可能な範囲で協力するものとする。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置の実施

1. 避難、屋内退避等の対応方針

(1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的考え方

複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や地震、津波、暴風雨等の自然災害による家屋の損壊など屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避する。

また、自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は、原則換気を行わないものとする。

(2) 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討

避難、屋内退避等の防護措置は、第4章第5節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、避難、屋内退避等を検討するものとする。

(3) 地震により家屋による屋内退避ができない場合の考え方

地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等で屋内退避を実施するものとする。

その上で、仮に近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。

2 避難誘導時の配慮

(1) 危険箇所の情報提供

住民等の避難誘導にあたっては、関係機関等と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

(2) 関係機関等の協力受け

要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

3 広域避難体制

(1) 避難所等の被害状況把握

複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、各地区を通じて、その状況を迅速に把握するものとする。

(2) 受入市町村としての協力

薩摩川内市及び関係周辺市町が区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するものとする。

この際、避難先については、同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう地域コミュニティの維持に努めるものとする。

(3) 避難経路

避難経路は、努めて幹線道路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

(4) 避難等の長期化による物資の確保等

県、薩摩川内市、関係周辺市町及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物のためのスペースの確保について対策を実施する。

(5) 避難所における情報提供

県等と連携し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

(6) 応急仮設住宅の供給

県等と連携し、災害のため住家が全焼、全壊、流失又は住家に直接被害がなくとも長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第6節 緊急輸送活動体制の確立

1. 代替輸送道路の確保

複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定される場合は、県等と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに必要に応じて代替輸送道路を確保する。

2. 車両等の確保等

県等と連携し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

3. 代替輸送手段の調整

災害の状況を勘案し、ヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

県、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の受領や搬送についての計画作成を検討する。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

1. 原子力発電所情報の定期的な広報

県等と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でもその旨を定期的に広報するものとする。

2. 情報伝達手段の確保

複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定される場合は、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

3. 住民相談窓口の設置

住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を状況により設置するものとする。

余 白